

1. はじめに
2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針案の概要
- 6. 査定方針案の各論**
 - 6-1. 需要想定・供給力
 - 6-2. 経営効率化
 - 6-3. 燃料費
 - 6-4. 購入・販売電力料
 - 6-5. 原子力バックエンド費用**
 - 6-6. 人員計画・人件費
 - 6-7. 修繕費
 - 6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. その他経費
 - 6-11. 公租公課
 - 6-12. 控除収益
 - 6-13. 費用の配賦
 - 6-14. レートメイク・約款

7. 参考資料

【6-5. 原子力バックエンド費用】

①原子力バックエンド費用の概要

②使用済燃料再処理等拠出金発電費

③特定放射性廃棄物処分費

④原子力発電施設解体費

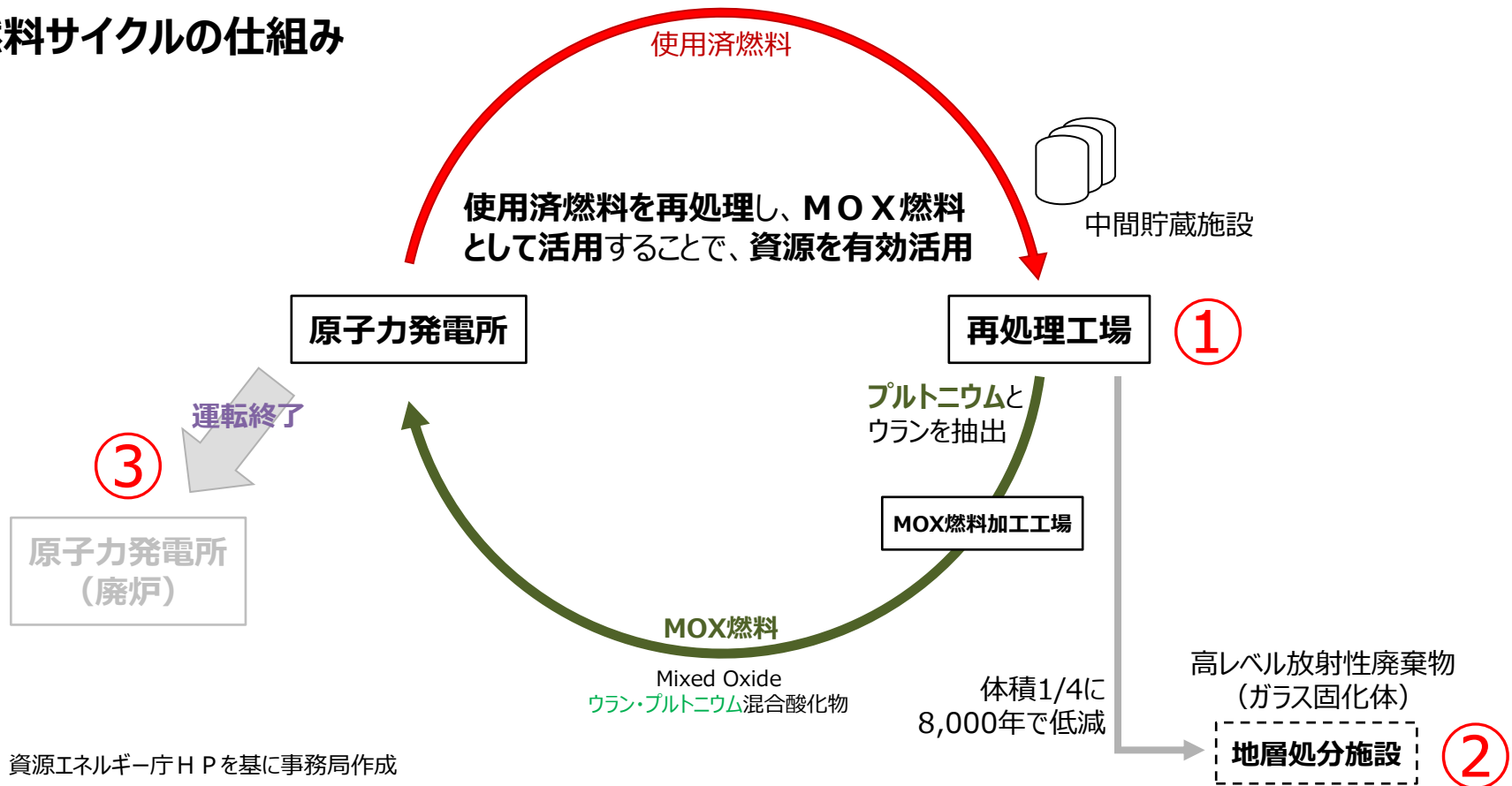
⑤審査における論点

⑥審査の結果

原子力バックエンド費用の概要

- 原子力バックエンド費用は、下記の3費目をまとめた総称である。
- ① 使用済燃料再処理等拠出金発電費・・・**使用済燃料の再処理**に係る費用
- ② 特定放射性廃棄物処分費・・・**高レベル放射性廃棄物の最終処分**に係る費用
- ③ 原子力発電施設解体費・・・**運転終了後の原子力発電所の解体**に係る費用

核燃料サイクルの仕組み



【参考】料金原価算定上の原子力発電所の運転計画

| 事業者名 | ユニット名 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 |
|------------------------|----------------------|------------|-----------------------------|-----------|
| 北海道電力 | 泊1号機 泊2号機 泊3号機 | | (再稼働の織り込み無し) | |
| 東北電力 | 女川2号機 | | (定期点検：25/5~9) | |
| | | | 2024.2再稼働 | |
| 東京電力EP (※東京電力HDが運用) | 柏崎刈羽6号機 | | | 2025.4再稼働 |
| | 柏崎刈羽7号機 | | (定期点検：24/12~25/2) | |
| | | 2023.10再稼働 | | |
| 北陸電力 | 志賀2号機 | | | 2026.1再稼働 |
| 中国電力 | 島根2号機 | | (定期点検：25/3~6) | |
| | | | 2024.1末再稼働 | |
| 四国電力 | 伊方3号機 | | (定期点検：~23/5、24/7~9、25/11~2) | |

関係法令における規定（原子力バックエンド費用）

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）

第一節 原価等の算定

（営業費の算定）

第三条

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一・二 （略）

三 **使用済燃料再処理等拠出金発電費**、**廃棄物処理費**、**特定放射性廃棄物処分費**、**消耗品費**、**補償費**、**賃借料**、**委託費**、**損害保険料**、**原子力損害賠償資金補助法一般負担金**、**原賠・廃炉等支援機構一般負担金**、**普及開発関係費**、**養成費**、**研究費**、**諸費**、**貸倒損**、**固定資産除却費**、**原子力発電施設解体費**、**共有設備費等分担額**、**共有設備費等分担額（貸方）**、**原子力廃止関連仮勘定償却費**、**開発費**、**開発費償却**、**電力費振替勘定（貸方）**、**株式交付費及び社債発行費** **実績値及び供給計画等を基に算定した額**

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第1節 基本的考え方

1. （略）

2. **契約及び法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認する。**

3. ～5. （略）

6. **消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。**

【6-5. 原子力バックエンド費用】

①原子力バックエンド費用の概要

②使用済燃料再処理等拠出金発電費

③特定放射性廃棄物処分費

④原子力発電施設解体費

⑤審査における論点

⑥審査の結果

費目の概要（使用済燃料再処理等拠出金発電費）

- 原子力発電所における発電で生じた使用済燃料は、再処理工場で再処理を行ったのち、MOX燃料への加工を実施し、MOX燃料を使用可能な原子力発電所で核燃料として再利用する。
- 使用済燃料再処理等拠出金発電費は、**「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の規定に基づき**、使用済燃料再処理機構が行う使用済燃料の再処理（再処理関連加工〔MOX燃料加工〕を除く）に係る**原子力事業者から当該機構へ納付する拠出金**である（北海道・東京・沖縄は計上無し）。

【参考】原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号）（抜粋）

（拠出金）

第四条 **特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等業務**（第四十一条各号に掲げる使用済燃料再処理機構（以下この章において「機構」という。）の業務をいう。以下同じ。）**に必要な費用に充てるため、各年度**（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。第七条第一項において同じ。）、**一の機構に対し、拠出金を納付しなければならない。**

抛出金の算定方法（使用済燃料再処理等抛出金発電費）

- 抛出金の額は、経済産業大臣の認可を受けた抛出金単価に、使用済燃料の量を乗じて算定することとされている。

算定方法※

| 単価 | | |
|---------|------|--|
| 使用済燃料の量 | 東北電力 | ・ 装荷核燃料の数量 × (予想総燃焼度 (累計) / 設計燃焼度) - 既抛出済使用済燃料の量 |
| | 北陸電力 | ・ 発電電力量 / (設計燃焼度 (MWD/t) × 24時間 × 熱効率 (%)) |
| | 中国電力 | ・ 発電電力量 / (設計燃焼度 (MWD/t) × 24時間 × 熱効率 (%)) |
| | 四国電力 | ・ 装荷核燃料の数量 × (当期燃焼度 / 設計燃焼度) |

※東北・四国の算定方法与北陸・中国の算定方法は、数学的には同じであることを事務局において確認済。

【参考】原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号）（抜粋）

（抛出金）

第四条（略）

2 前項の**抛出金の額は、抛出金単価**（機構ごとに、使用済燃料の単位数量当たりの再処理等業務に必要な金額として機構が年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。）に特定実用発電用原子炉設置者の特定実用発電用原子炉の**前年度の運転に伴って生じた使用済燃料の量**を乗じて得た額とする。

3 前項の**抛出金単価は**、特定実用発電用原子炉設置者ごとに、機構が再処理を行う使用済燃料の量及び再処理に伴い発生する核燃料物質の量並びにこれらを元に機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しに照らし、再処理等業務を適正かつ着実に実施するために十分なものとするために**機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、定めなければならない。**

4 **機構は、抛出金単価を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。**

5・6（略）

申請概要①（使用済燃料再処理等拠出金発電費）

- 各事業者の申請内容は以下のとおり。

（単位：百万円）

| | 今回申請 | | | | | 前回※1 | 差引 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|-----------|
| | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 合計 | 平均(a) | 平均(b)※2 | (a) - (b) |
| 東北電力 | 1,418 | 10,497 | 7,793 | 19,709 | 6,570 | 1,064 | 5,506 |
| 北陸電力 | - | - | 4,377 | 4,377 | 1,459 | 2,429 | ▲970 |
| 中国電力 | 1,738 | 10,377 | 8,421 | 20,536 | 6,845 | 3,550 | 3,295 |
| 四国電力 | 8,532 | 7,714 | 7,650 | 23,896 | 7,965 | 2,720 | 5,245 |

※1. 前回・・・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。

※2. 前回原価は、使用済燃料再処理等発電費・既発電費における制度措置分のうち積立金（将来分）を記載。

申請概要② (使用済燃料再処理等抛出金発電費)

| | | 今回申請の内訳 | | | |
|------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 合計 |
| 東北電力 | 抛出金 (百万円) | 1,418 | 10,497 | 7,793 | 19,709 |
| | 発電電力量 (GWh) | 253 | 7,099 | 4,767 | 12,119 |
| | 使用済燃料発生量(g) | 2,671,000 | 19,769,000 | 14,677,000 | 37,117,000 |
| | 単価 (円/g) | 531 | 531 | 531 | 531 |
| 北陸電力 | 抛出金 (百万円) | - | - | 4,377 | 4,377 |
| | 発電電力量 (GWh) | - | - | 2,816 | 2,816 |
| | 使用済燃料発生量(g) | - | - | 8,243,208 | 8,243,208 |
| | 単価 (円/g) | - | - | 531 | 531 |
| 中国電力 | 抛出金 (百万円) | 1,738 | 10,377 | 8,421 | 20,536 |
| | 発電電力量 (GWh) | 1,142 | 6,836 | 5,560 | 13,538 |
| | 使用済燃料発生量(g) | 3,272,329 | 19,542,891 | 15,858,412 | 38,673,632 |
| | 単価 (円/g) | 531 | 531 | 531 | 531 |
| 四国電力 | 抛出金 (百万円) | 8,532 | 7,714 | 7,650 | 23,896 |
| | 発電電力量 (GWh) | 6,628 | 6,210 | 5,986 | 18,824 |
| | 使用済燃料発生量(g) | 16,068,000 | 14,527,000 | 14,406,000 | 45,001,000 |
| | 単価 (円/g) | 531 | 531 | 531 | 531 |

【6-5. 原子力バックエンド費用】

- ①原子力バックエンド費用の概要
- ②使用済燃料再処理等拠出金発電費
- ③特定放射性廃棄物処分費**
- ④原子力発電施設解体費
- ⑤審査における論点
- ⑥審査の結果

費目の概要（特定放射性廃棄物処分費）

- 特定放射性廃棄物処分費は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる高レベル放射性廃棄物※の最終処分に必要な費用を、原子力発電環境整備機構へ抛出することが義務づけられている費用である（北海道・東京・北陸・沖縄は計上無し）。

※ 高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）とは、使用済燃料の再処理の際に生じる放射性レベルの高い廃液を高温のガラスと溶かし合わせて固体化したもの。

【参考】特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）（抜粋）

（抛出金）

第十一条 **発電用原子炉設置者は、使用済燃料の再処理**（その発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料に係るものに限る。）**を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物**及びその輸入した第一種特定放射性廃棄物（第二条第八項第二号に掲げるものに限る。）**の第一種最終処分業務**（第五十六条第一項第一号に掲げる機構の業務をいう。以下同じ。）**に必要な費用に充てるため、毎年、一の機構に対し、抛出金を納付しなければならない。**

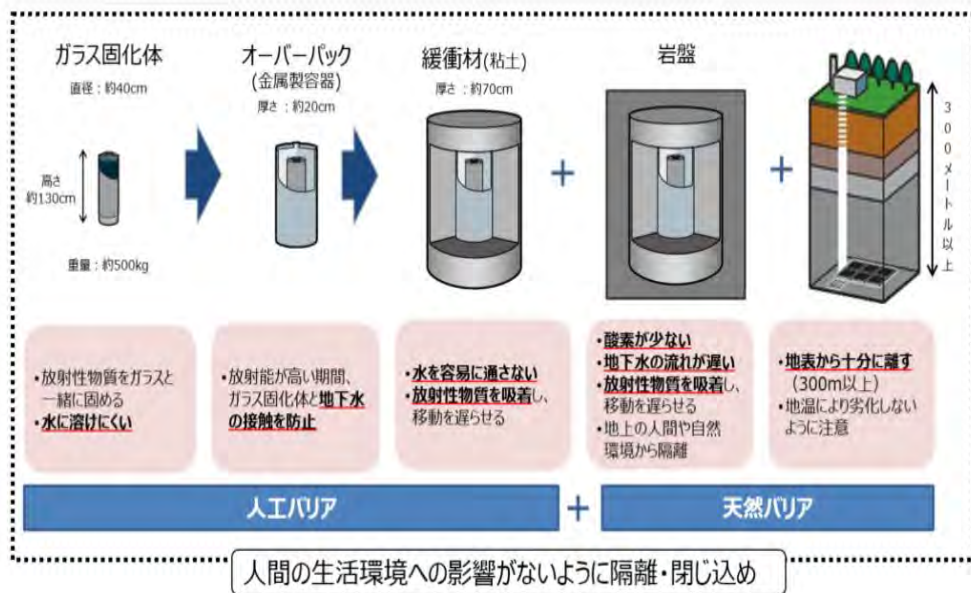
2 前項の**抛出金の額は、当該機構ごとの第一種特定放射性廃棄物の単位数当たりの第一種最終処分業務に必要な金額に、**使用済燃料の再処理（当該発電用原子炉設置者の発電用原子炉の前年一月一日から同年十二月三十一日までの間の運転に伴って生じた使用済燃料に係るものに限る。）を行った後に生ずる**第一種特定放射性廃棄物**及び当該発電用原子炉設置者が前年一月一日から同年十二月三十一日までの間に輸入した第一種特定放射性廃棄物（第二条第八項第二号に掲げるものに限る。）**の量に乗じて得た額とする。**

3 前項の**単位数当たりの第一種最終処分業務に必要な金額は、**当該機構ごとに、その承認実施計画に従って第一種最終処分業務を行うために必要な費用の総額と最終処分を行う第一種特定放射性廃棄物の総量とを基礎として**経済産業省令で定める。**

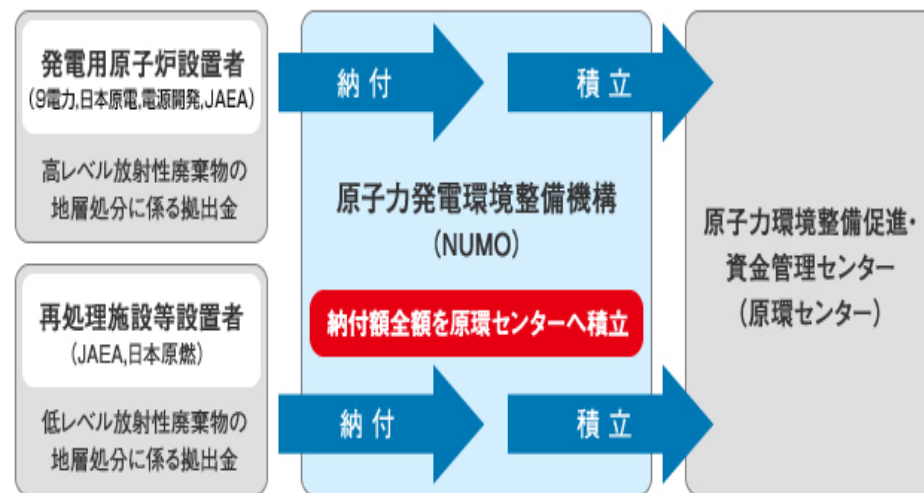
4 第二項の**第一種特定放射性廃棄物の量の算定の方式は、経済産業省令で定める。**

【参考】高レベル放射性廃棄物の最終処分の概要

ガラス固化体の地層処分イメージ図



地層処分に係る拠出金の納付イメージ図



出所 資源エネルギー庁HP https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/hlw/hlw01.html#h02
 NUMO HP <https://www.numo.or.jp/tsumitate/>

拠出金の算定方法（特定放射性廃棄物処分費）

- 拠出金の額は、経済産業省令で定められた拠出金単価に、ガラス固化体の発生量を乗じて算定することとされている。

算定方法

単価
(千円/本)

- ・ 法律上、経済産業省令で定めると規定されている。

ガラス固化体発生量
(本)

- ・ 経済産業省令において、算定方法が規定されている。
- ・ 発生量 = (発電電力量 / 熱効率 (%)) × 換算係数 (経済産業大臣告示)

【参考】特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（平成12年経済産業省令第151号）（抜粋）

(第一種特定放射性廃棄物の量の算定の方式)

第十五条 法第十一条第四項の経済産業省令で定める第一種特定放射性廃棄物の量の算定の方式は、発電用原子炉設置者が使用済燃料の再処理を委託しようとする者又は締結した再処理の委託契約の内容に応じて経済産業大臣が定める区分（以下この条において「再処理区分」という。）ごとに第一号に掲げる量に第二号に掲げる比率を乗じて得られるエネルギー量に、経済産業大臣が定める換算係数（当該エネルギー量を発電用原子炉の運転により当該エネルギー量に相当する電力量の電気を発電する場合に生ずる使用済燃料の再処理に伴い生ずる第一種特定放射性廃棄物の量に換算する係数をいう。）を乗じて得られる第一種特定放射性廃棄物の量の総和と第三号に掲げる第一種特定放射性廃棄物の量とを合計するものとする。

- 一 当該発電用原子炉設置者が前年一月一日から同年十二月三十一日までの間の発電用原子炉の運転により発電した電力量に、各発電用原子炉ごとに当該発電用原子炉の熱効率を百で除して得た数の逆数を乗じて得られるエネルギー量の総和
- 二 当該発電用原子炉設置者の発電用原子炉の前年一月一日から同年十二月三十一日までの間の運転によって生じた使用済燃料の再処理区分ごとの量に相当する量をエネルギー量に換算して得た量が前号に掲げるエネルギー量の総和に占める比率
- 三 当該発電用原子炉設置者が前年一月一日から同年十二月三十一日までの間に輸入した第一種特定放射性廃棄物（法第二条第八項第二号に掲げるものに限る。）の量

申請概要（特定放射性廃棄物処分費）

- 各事業者の申請内容は以下のとおり。

| | | 申請内訳 | | | | | 前回※1 | 差引 |
|------|-------------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|-----------|
| | | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 合計 | 平均(a) | 平均(b)※2 | (a) - (b) |
| 東北電力 | 拠出金(百万円) | - | 2,733 | 2,320 | 5,053 | 1,684 | 190 | 1,494 |
| | 発電電力量(GWh) | - | 5,598 | 4,767 | 10,365 | 3,455 | 1,562 | 1,893 |
| | 拠出金対象本数(本) | - | 19.2 | 16.3 | 35.5 | 11.8 | 5.4 | 6.4 |
| | 拠出金単価(千円/本) | - | 142,343 | 142,343 | - | 142,343 | 34,999 | 107,344 |
| 北陸電力 | 拠出金(百万円) | - | - | - | - | - | 355 | ▲355 |
| | 発電電力量(GWh) | - | - | - | - | - | 2,498 | ▲2,498 |
| | 拠出金対象本数(本) | - | - | - | - | - | 9.1 | ▲9.1 |
| | 拠出金単価(千円/本) | - | - | - | - | - | 38,921 | ▲38,921 |
| 中国電力 | 拠出金(百万円) | - | 3,117 | 2,690 | 5,808 | 1,936 | 1,168 | 768 |
| | 発電電力量(GWh) | - | 6,341 | 5,484 | 11,825 | 3,942 | 8,345 | ▲4,403 |
| | 拠出金対象本数(本) | - | 21.9 | 18.9 | 40.8 | 13.6 | 28.9 | ▲15.3 |
| | 拠出金単価(千円/本) | - | 142,343 | 142,343 | - | 142,343 | 40,413 | 101,930 |
| 四国電力 | 拠出金(百万円) | 3,916 | 3,694 | 3,523 | 11,134 | 3,711 | 675 | 3,036 |
| | 発電電力量(GWh) | 6,628 | 6,210 | 5,986 | 18,824 | 6,275 | 5,587 | 688 |
| | 拠出金対象本数(本) | 22.9 | 21.6 | 20.6 | 65.1 | 21.7 | 19.3 | 2.4 |
| | 拠出金単価(千円/本) | 171,023 | 171,023 | 171,023 | - | 171,023 | 34,999 | 136,024 |

※1. 前回・・・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。

※2. 前回原価は、特定放射性廃棄物処分費のうち将来分を記載。

【6-5. 原子力バックエンド費用】

- ①原子力バックエンド費用の概要
- ②使用済燃料再処理等拠出金発電費
- ③特定放射性廃棄物処分費
- ④原子力発電施設解体費**
- ⑤審査における論点
- ⑥審査の結果

費目の概要（原子力発電施設解体費）

- 原子力発電施設解体費は、**「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（以下、「解体引当金省令」という。）に基づき、原子力発電施設の解体に必要な費用を引き当てる**ことが義務づけられている費用である。
- 当該引当金は、廃炉に必要な費用を着実に積み立てるために導入された仕組みであり、解体引当金省令に基づき、毎年度、必要な引当金の額が算定される（東京・沖縄は計上無し）。

【参考】原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第30号）（抜粋）

（定義）

第一条（略）

二・三（略）

四 **「総見積額」とは、特定原子力発電施設ごとの解体に要する全費用の見積額をいう。**

五 **「積立期間」とは、特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月から起算して四十年を経過する月までの期間**（中略）をいう。

（総見積額の承認）

第二条 対象発電事業者は、毎事業年度、当該事業年度終了の日における総見積額（第五条第一項の承認を受けたものを除く。）を定め、当該事業年度末までに経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2・3（略）

（積立て）

第三条 **対象発電事業者は、毎事業年度において、特定原子力発電施設**（中略）**ごとに、**第二条第一項の総見積額からこの条の規定により前事業年度までに積み立てられた原子力発電施設解体引当金の総額を控除して得た金額に次条第三項の規定により前事業年度までに取り崩された原子力発電施設解体引当金の総額を加えて得た金額（当該金額が零に満たない場合にあつては、零）を当該事業年度以後の積立期間の月数で除し、これに当該事業年度における積立期間の月数を乗じて得た金額を**原子力発電施設解体引当金として積み立てなければならない。**

2・3（略）

（廃止時の扱い）

第五条 特定原子力発電施設に係る原子炉の運転を廃止しようとする対象発電事業者は、当該廃止が行われる日（以下単に「廃止日」という。）の属する事業年度以後の各事業年度終了の日における当該特定原子力発電施設に係る総見積額を定め、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2～8（略）

引当金の算定方法（原子力発電施設解体費）

- 経済産業大臣の承認を受けた当該事業年度終了の日における解体費用の総見積額・・・A
- 前事業年度までに積み立てられた原子力発電施設解体引当金の総額・・・B
- 前事業年度までに取り崩された原子力発電施設解体引当金の総額・・・C
- 当該事業年度以後の積立期間（月）・・・D
- 当該事業年度における積立期間（月）・・・E
- 当期引当金 = $((A - B + C) / D) \times E$

【参考】原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第30号）（抜粋）

（積立て）

第三条 対象発電事業者は、毎事業年度において、特定原子力発電施設（合併若しくは分割により特定原子力発電施設を承継した事業年度又は特定原子力発電施設を譲り受けた事業年度にあつては当該特定原子力発電施設を、第五条第一項の承認を受けた日の属する事業年度（同条第三項ただし書の規定の適用を受ける場合には、同項の申請をした日の属する事業年度以後の毎事業年度）にあつては当該承認に係る特定原子力発電施設を、それぞれ除く。）ごとに、第二条第一項の総見積額からこの条の規定により前事業年度までに積み立てられた原子力発電施設解体引当金の総額を控除して得た金額に次条第三項の規定により前事業年度までに取り崩された原子力発電施設解体引当金の総額を加えて得た金額（当該金額が零に満たない場合にあつては、零）を当該事業年度以後の積立期間の月数で除し、これに当該事業年度における積立期間の月数を乗じて得た金額を原子力発電施設解体引当金として積み立てなければならない。

2・3 （略）

申請概要（原子力発電施設解体費）

- 各事業者の申請内容は以下のとおり。

| 単位：百万円 | | 今回申請 | | | | | 前回※ | 差引 |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-----------|
| | | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 合計 | 平均(a) | 平均(b) | (a) - (b) |
| 北海道電力 | 解体引当金 | 4,624 | 4,624 | 4,624 | 13,871 | 4,624 | 2,744 | 1,880 |
| | 泊1号機 | 1,581 | 1,581 | 1,581 | 4,742 | 1,581 | 974 | 607 |
| | 泊2号機 | 1,531 | 1,531 | 1,531 | 4,592 | 1,531 | 912 | 619 |
| | 泊3号機 | 1,512 | 1,512 | 1,512 | 4,537 | 1,512 | 858 | 654 |
| 東北電力 | 解体引当金 | 7,252 | 7,252 | 7,252 | 21,757 | 7,252 | 490 | 6,762 |
| | 女川1号機 | 1,156 | 1,156 | 1,156 | 3,468 | 1,156 | - | 1,156 |
| | 女川2号機 | 2,222 | 2,222 | 2,222 | 6,667 | 2,222 | - | 2,222 |
| | 女川3号機 | 1,977 | 1,977 | 1,977 | 5,932 | 1,977 | - | 1,977 |
| | 東通1号機 | 1,897 | 1,897 | 1,897 | 5,690 | 1,897 | 490 | 1,406 |
| 北陸電力 | 解体引当金 | 4,273 | 4,273 | 4,273 | 12,820 | 4,273 | 1,403 | 2,870 |
| | 志賀1号機 | 1,869 | 1,869 | 1,869 | 5,607 | 1,869 | 677 | 1,192 |
| | 志賀2号機 | 2,404 | 2,404 | 2,404 | 7,213 | 2,404 | 726 | 1,678 |
| 中国電力 | 解体引当金 | 2,759 | 2,490 | 2,490 | 7,738 | 2,579 | 2,584 | ▲4 |
| | 島根1号機 | 270 | - | - | 270 | 90 | 1,128 | ▲1,038 |
| | 島根2号機 | 2,490 | 2,490 | 2,490 | 7,469 | 2,490 | 1,456 | 1,034 |
| 四国電力 | 解体引当金 | 3,733 | 3,662 | 3,079 | 10,475 | 3,492 | 1,447 | 2,045 |
| | 伊方1号機 | 702 | 643 | 354 | 1,698 | 566 | - | 566 |
| | 伊方2号機 | 874 | 815 | 525 | 2,214 | 738 | - | 738 |
| | 伊方3号機 | 2,158 | 2,205 | 2,201 | 6,563 | 2,188 | 1,447 | 741 |

※前回・・・北海道・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。

【参考】引当金算定に用いられた総見積額

| 単位：百万円 | | 2021年度 (実績) | 2022年度 (見込) | 原価算定期間 | | |
|--------|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | | | 2023年度 (見込) | 2024年度 (見込) | 2025年度 (見込) |
| 北海道電力 | 泊1号機 | <u>46,869</u> | 46,869 | 46,869 | 46,869 | 46,869 |
| | 泊2号機 | <u>46,868</u> | 46,868 | 46,868 | 46,868 | 46,868 |
| | 泊3号機 | <u>55,843</u> | 55,843 | 55,843 | 55,843 | 55,843 |
| 東北電力 | 女川1号機 | <u>41,972</u> | <u>41,972</u> | <u>41,972</u> | <u>41,972</u> | <u>41,972</u> |
| | 女川2号機 | <u>65,405</u> | 65,405 | 65,405 | 65,405 | 65,405 |
| | 女川3号機 | <u>63,864</u> | 63,864 | 63,864 | 63,864 | 63,864 |
| | 東通1号機 | <u>65,724</u> | 65,724 | 65,724 | 65,724 | 65,724 |
| 北陸電力 | 志賀1号機 | <u>51,968</u> | 51,968 | 51,968 | 51,968 | 51,968 |
| | 志賀2号機 | <u>79,788</u> | 79,788 | 79,788 | 79,788 | 79,788 |
| 中国電力 | 島根1号機 | <u>37,887</u> | <u>37,887</u> | <u>37,887</u> | <u>37,887</u> | <u>37,887</u> |
| | 島根2号機 | <u>67,513</u> | 67,513 | 67,513 | 67,513 | 67,513 |
| 四国電力 | 伊方1号機 | <u>39,635</u> | <u>39,635</u> | <u>39,635</u> | <u>39,635</u> | <u>39,635</u> |
| | 伊方2号機 | <u>39,597</u> | <u>39,597</u> | <u>39,597</u> | <u>39,597</u> | <u>39,597</u> |
| | 伊方3号機 | <u>64,093</u> | 65,117 | 65,698 | 66,164 | 66,128 |

※太字下線数字は、経済産業大臣の承認を受けた総見積額

【6-5. 原子力バックエンド費用】

- ①原子力バックエンド費用の概要
- ②使用済燃料再処理等拠出金発電費
- ③特定放射性廃棄物処分費
- ④原子力発電施設解体費
- ⑤**審査における論点**
- ⑥審査の結果

審査における論点（原子力バックエンド費用）

【使用済燃料再処理等拠出金発電費】

- 「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」及び供給計画等に基づき算定されることになるが、今回の申請がこれらに沿ったものであるか。

【特定放射性廃棄物処分費】

- 四国電力は、将来の単価を見込んで料金原価を算定しているが、これをどう考えるか。
- 前回の料金値上げ（2014年）では、申請時点における拠出金単価により算定し、審査期間中に拠出金単価が改定された場合には、当該拠出金単価を反映した料金原価としているが、今回も同様の考え方で良いか。

【原子力発電施設解体費】

- 前回の料金値上げ（2013年）では、申請時点で、解体費用の総見積額を基に引当金を算定し、審査期間中に新たな数値が確定した場合には、当該数値を反映した料金原価としていたが、今回の四国電力のエスカレーションを反映した算定方法についてどう考えるか。
- また、今回の申請について、審査期間中に新たな数値が確定した場合は、前回の料金値上げと同様の考え方に基づき、新たな数値を反映するということが良いか。

【参考】四国電力の算定方法

【特定放射性廃棄物処分費】

- 特定放射性廃棄物処分費の算定に必要な拠出金単価は、下記の算定式によって算定され、経済産業省令において定められる。

$$\text{拠出金単価} = \frac{\text{最終処分業務を行うために今後必要な費用の総額の現在価値} - \text{最終処分拠出金の積立金残高(運用益を含む)}}{\left[\text{最終処分を行う特定放射性廃棄物の総量} - \text{既に拠出金が手当された特定放射性廃棄物の量} \right] \text{の現在価値}}$$

- 四国電力は、過去5年間（2017～21年）の実績単価と割引率との相関関係を基に、割引率▲0.1%あたり7,170千円上昇すると想定し、2023年の拠出金単価に用いる割引率を、入手可能な公表指数を基に▲0.5%と想定し、必要な単価を算定した。

【原子力発電施設解体費】

- 解体費用の総見積額は、原子力発電施設解体引当金等記載要領で算定式が定められているところ、算定に必要な係数の一部は、毎年度※、経済産業省において定めている。

※2022年度の係数は、経済産業省において2023年3月2日付けで定められ、各社に通知された。

- 四国電力は、総見積額の算定式に用いる係数について、過去5年間（2016～20年）のエスカレーション（毎月勤労統計調査による一般労働者単価等）を算定し、2022年度以降の係数について、2021年度のエスカレーション実績が2022年度以降も継続すると想定し、原価算定期間の解体費用の総見積額を算定した。

【6-5. 原子力バックエンド費用】

- ①原子力バックエンド費用の概要
- ②使用済燃料再処理等拠出金発電費
- ③特定放射性廃棄物処分費
- ④原子力発電施設解体費
- ⑤審査における論点
- ⑥審査の結果**

審査の結果（原子力バックエンド費用）

【使用済燃料再処理等拠出金発電費】

- 「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」及び供給計画等に基づき算定されていることを確認した。
- 東北電力は、誤って使用済燃料発生量を過大に算定していたことから、誤りを修正することにより料金原価から減額する。

【特定放射性廃棄物処分費】

- 四国電力の将来の単価を見込んだ料金原価の算定方法については認めない。
- 算定に用いている拠出金単価に関し、2022年の拠出金単価に改定されたことに伴い、申請において2021年の拠出金単価を用いている場合は、2022年の拠出金単価を用いて算定し料金原価に反映する（東北・中国・四国）。

【原子力発電施設解体費】

- 四国電力のエスカレーションを反映した算定方法については認めない。
- 算定に用いている総見積額に関し、2022年度の数値が確定したことに伴い、申請において2021年度の数値を用いている場合は、2022年度の数値を用いて算定し料金原価に反映する（北海道・東北・北陸・中国・四国）。

1. はじめに
2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針案の概要
- 6. 査定方針案の各論**
 - 6-1. 需要想定・供給力
 - 6-2. 経営効率化
 - 6-3. 燃料費
 - 6-4. 購入・販売電力料
 - 6-5. 原子力バックエンド費用
 - 6-6. 人員計画・人件費**
 - 6-7. 修繕費
 - 6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. その他経費
 - 6-11. 公租公課
 - 6-12. 控除収益
 - 6-13. 費用の配賦
 - 6-14. レートメイク・約款

7. 参考資料

【6-6. 人員計画・人件費】

① 人員計画・人件費の概要

② 人員計画

③ 人件費

人員計画・人件費の概要

- **人員計画は**、事業に必要な人員の採用や配置、退職に関する計画のことであり、**人件費の算定の基礎となる計画**である。
- **人件費は**、電気事業を運営する従業員等の人員を雇用等するための費用であり、以下のとおり、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費・委託集金費及び雑給の各営業費項目で構成されている。

1. 役員給与：役員に対して支給される給与。ただし、従業員の職務を兼務する役員に対して当該職務に関して支給される給与を除く。
2. 給料手当：従業員に対する給与。
3. 給料手当（控除口（貸方））：組合活動、欠勤、懲戒休業等による給料の不払分。
4. 給料手当振替額（貸方）：「給料手当」に計上する金額のうち、建設工事等に従事した者の給料手当を各該当科目へ振り替えた金額。
5. 退職給与金：従業員に対する退職に係る支払額。
6. 厚生費（法定厚生費）：健康保険料、労災保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災補償費、健康診断費等の額。
7. 厚生費（一般厚生費）：保険費、厚生施設費、文化体育費、慶弔費、団体生命保険料等の額。
8. 委託検針費・委託集金費：従業員以外の者に検針・集金を委託する場合の個人支給の手当及びこれに準ずるもの。
9. 雑給：従業員以外の者（役員を除く）に対する給与・厚生費及び退職金。

関係法令における規定（人員計画・人件費）①

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（営業費の算定）

第三条 事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給（中略）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、（中略）それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一 役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給 実績値及び法第二十九条の規定による届出をした供給計画（以下単に「供給計画」という。）等を基に算定した額

二～十一 （略）

関係法令における規定（人員計画・人件費）②

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第1節 基本的考え方

1. ～ 4. （略）

5. 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役及び顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価への算入を認めない。
6. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

第2節 営業費

1. 人員計画・人件費

- (1) 人員計画については、経費人員数の妥当性を確認するとともに、他の事業者と比べて、1人当たりの生産性の水準が低い場合には、当該申請事業者の個別事情を勘案しつつ査定を行う。
- (2) 役員数については、最大限の効率化努力を前提に、業務執行上必要不可欠なものとなっているかを確認する。
- (3) 役員給与のうち、社内役員の給与については、国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局の長、内部部局の長等の平均）と比較しつつ査定を行う。
- (4) 給料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準（基準賃金、諸給与金等）については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、人事院の「国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する。
- (5) 申請事業者から関係会社又は団体等への出向者に係る給料手当については、電気事業の遂行に必要なかつ有効であると認められるものに限り原価への算入を認める。
- (6) 退職給与金については、人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。また、従業員の年金資産の期待運用収益率については、過去の申請事業者の期待運用収益率や他の事業者の期待運用収益率を踏まえ査定を行う。
- (7) 法定厚生費については、健康保険料の事業主負担割合の法定下限が50%であることを踏まえ、単一・連合やガス事業及び水道事業等における健康保険組合の事業主負担割合を勘案しつつ査定を行う。
- (8) 一般厚生費については、労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。ただし、持株奨励金及びイメージ広告に類似するものに係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。
- (9) 委託検針費、委託集金費、雑給等については、業務内容を踏まえ、他の事業者に係るこれらの費用と比較しつつ査定を行う。
- (10) 地方議員兼務者の電気事業に従事していない時間に係る給与については、原価への算入を認めない。